

## 特定教育・保育施設の利用定員の変更について

### 1. 施設の区分(幼稚園・保育所(園)・認定こども園)に応じて必要となる確認手続き

#### 既存の認可施設で施設区分に変更がある場合

例) 幼稚園・保育所が認定こども園へ移行

⇒香川県による施設の認可・認定後に丸亀市による「新規の確認」が必要

#### 新設の認可施設の場合

⇒香川県による施設の認可後に丸亀市による「新規の確認」が必要

### 2. 「確認」の根拠法令

子ども・子育て支援法

#### (特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、(…略…)、教育・保育施設の設置者(…略…)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前教育子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

(…略…)

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会(…略…)の意見を(…略…)聴かななければならない。

#### (市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

※自治体向けFAQより

問：確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合にも、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に届け出なければならないのでしょうか。

答：確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への届出が必要となります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。



